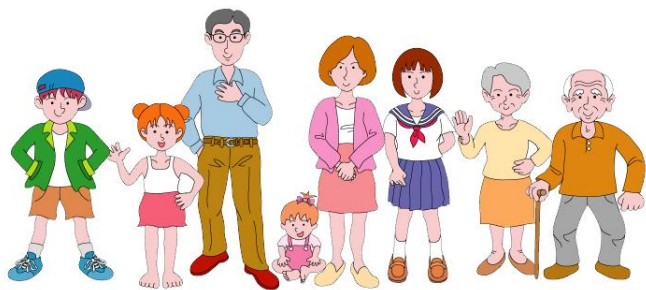


## みんながわかる明細書

「自分が受けた医療の内容が、わかりやすい言葉で書かれた明細書」の発行について



### 【はじめに】

みなさんは、ご自分の受けた歯科医療が、国民皆保険制度という制度の下、どれだけコストをかけて、どんな材料を使って治療され、そして、その治療費はいくらであるのか考えたことはありませんか？

2006年10月から、「初・再診料」「診察料」「検査料」「投薬料」などと、いくつかに区分けされたグループごとに金額がわかるように記載された領収証を発行することが、すべての保険医療機関と保険薬局で義務付けられているのをご存知でしょうか。

(病院など、一部の医療機関では、処置の項目ごとに記載したさらに詳しい明細書を交付する義務が課せられています。)

以前は、領収証を発行しないか、発行しても合計金額のみを示し



ただのレシート程度の領収証を発行する医療機関が大部分ではなかったでしょうか？

レシート程度の領収証では、患者さんは、どの医療機関をいつ受診し、いくら支払ったかを知ることができるだけで、受けた医療行為一つ一つに対して、それぞれどれだけの費用がかかっているかということまでを知ることができませんでした。このことが、医療の内容をわかりにくくしているひとつの要因であったとも考えられます。

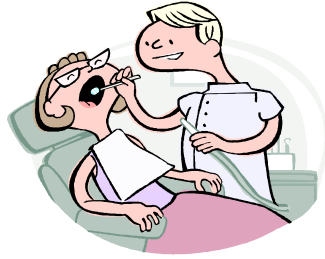
現在は、いくつかに区分けされたグループごとに金額がわかるように記載された領収証を発行することが義務付けられており、以前と比べると幾分は透明化が進んだといえますが、現在の内容ではまだまだ不十分、いや、かえって混乱を招きかねない懸念すらあります。

日本は世界に誇れる国民皆保険制度を持っていますが、部分的な改変を積み重ねたため、様々な部分で矛盾がおき、制度疲労を起し始めています。このため、歯科医療関係者の間では不満が蓄積されてきています。しかし、その不満は、歯科医療者の間にとどまり、国民は、自分自身の問題として把握・理解できるまでには至っていません。

そのため、歯科医療制度の再構築は(絶対的に)必要であろうと考えられますが、実際には改善は進んでいないのが現状です。

「みんなの歯科ネットワーク」では、患者さんがその内容を理解できる言葉で記した「自分が受けた医療の内容が、わかりやすい言葉で書かれた明細書」の発行を提言し、その明細書(以下「みんながわかる明細書」)の発行を通して、歯科医療制度改善に繋がりたいと考えています。

**【領収証発行の現状】**



現在歯科では、次のような様式での領収証の発行が義務付けられています。この領収証では、各処置を以下の「区分」に分けて金額（点数。一点は10円）を表示することになっています。

初・再診料、入院料等・医学管理料等、在宅医療、検査、画像診断、投薬、注射、リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療、歯冠補綴及び欠損補綴、歯科矯正、病理診断、食事療法、生活療法

病院など一部の医療機関では、明細型の領収証はさらに詳しい様式での発行が義務付けられています。

このさらに詳しい領収証\*では、医療費請求された処置・検査等が、専門用語を用いて内容、回数などが詳しく記載されています。  
(次ページ)

\*明細型の領収証が発行が義務付けられていない医療機関においても「患者から求められたときは、当該費用の計算の基となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。」とされています。

| 領 収 証              |                |                      |                     |               |  |                |                 |
|--------------------|----------------|----------------------|---------------------|---------------|--|----------------|-----------------|
| 患者番号<br>1234567890 |                | 氏 名<br>皆野鹿 根戸梓 様     |                     |               | 請 求 期 間 (入院の場合)<br>平 成 年 月 日 ~ 平 成 年 月 日 |                |                 |
| 受診科<br>歯科          | 入・外<br>外来      | 領収書No.<br>1002003004 | 発 行 日<br>平成21年4月20日 | 費 用 区 分<br>社保 | 負担割合<br>30%                              | 本・家<br>本人      | 区 分             |
| 保 険                | 初・再診料<br>182点  | 入院料等<br>点            | 医学管理等<br>点          | 在宅医療<br>点     | 検 査<br>60点                               | 画像診断<br>点      | 投 薬<br>点        |
|                    | 注射<br>点        | リハビリテーション<br>点       | 処 置<br>570点         | 手 術<br>点      | 麻 酔<br>点                                 | 放射線治療<br>点     | 歯冠修復及び欠損補綴<br>点 |
|                    | 歯科矯正<br>点      | 病理診断<br>点            | 食事療養<br>点           | 生活療養<br>点     |  |                |                 |
|                    |                |                      |                     |               |  |                |                 |
| 保 険 外 負 担          | 評価療養・選定療養<br>円 | その他<br>円             |                     |               | 保 険                                      | 保 険<br>(食事・生活) | 保 険 外 負 担       |
|                    | (内訳)           | (内訳)                 |                     |               | 合計                                       | 1820円          | 円               |
|                    |                |                      |                     |               | 負担額                                      | 550円           | 円               |
|                    |                |                      |                     |               | 領収額<br>合 計                               | <b>550円</b>    |                 |

- (注1) 課税控除明細書となりますので大切に保管してください。
- (注2) この領収証は再発行いたしません。
- (注3) 印紙税法第5条の規定により収入印紙不要。

東京事務局 東京都小平市学園東町2-6-2  
F A X 020-4624-5134

みんなの歯科ネットワーク 歯科医院

領収印



## 診療明細書(記載例)

| 入院外   |  | 保険    |    |     |            |
|-------|--|-------|----|-----|------------|
| 患者番号  | 氏名   | 〇〇 〇〇 | 様  | 受診日 | YYYY/MM/DD |
| 受診科   |  |       |    |     |            |
| 部     | 項目名  | 点数    | 回数 |     |            |
| 基本料   | *外来診療料                                       | 70    | 1  |     |            |
| 在宅    | *在宅自己注射指導管理料                                 | 820   | 1  |     |            |
|       | *血糖自己測定器加算(月100回以上)(1型糖尿病の患者に限る)             | 1320  | 1  |     |            |
| 処方    | *処方せん料(その他)                                  | 68    | 1  |     |            |
| 検査    | *生化学的検査(1)判断料                                | 144   | 1  |     |            |
|       | *血液学的検査判断料                                   | 125   | 1  |     |            |
|       | *B-V   | 11    | 1  |     |            |
|       | *検体検査管理加算(1)                                 | 40    | 1  |     |            |
|       | *血中微生物                                       | 40    | 1  |     |            |
|       | *生化学的検査(1)(10項目以上)                           | 129   | 1  |     |            |
|       | ALP  |       |    |     |            |
|       | LAP  |       |    |     |            |
|       | γ-GTP  |       |    |     |            |
|       | CPK  |       |    |     |            |
|       | ChE  |       |    |     |            |
|       | Amy  |       |    |     |            |
|       | TP   |       |    |     |            |
| Alb   |  |       |    |     |            |
| BIL/総 |  |       |    |     |            |
| BIL/直 |  |       |    |     |            |
| 画像診断  | *胸部単純撮影(撮影)<br>デジタル映像化処理<br>画像記録用フィルム(半切) 1枚 | 197   | 1  |     |            |

## 【みんながわかる明細書

～自分が受けた医療の内容が、わかりやすい言葉で書かれた明細書～ とは】

先に示した二つの領収証をご覧になって、受けた医療の内容を理解することが出来ましたでしょうか。

現在交付が義務付けられている領収証は、「初・再診料」「診察料」「検査料」「投薬料」など、いくつかに分けられたグループごとに金額がわかるように記載された領収証です。これをここでは「区分領収証」と呼びます。

「区分領収証」では、行った処置をいくつかの区分に分類して、その合計の点数を表示していますが、この「区分領収証」では、一つ一つの処置内容と点数(医療費)とを正確に把握することは大変困難です。専門家でないとその内容を正しく理解することはまず不可能でしょう。レシート並みの領収証よりは少し医療の内容がわかるという程度でしょう。

また、保険医療機関等で「明細書の発行に努めること」とされている「明細書」(以下「明細型領収証」。これの発行は有償となる場合があります。)は、個別の費用ごとに区分し、項目、点数、回数などを記載していますが、表示には専門用語が用いられています。(別紙参照)



したがって、その内容を読んでも、記載された言葉を専門書などで調べない限り理解ができず、そのため、この明細型領収証を受け取っても、医療の中身を知ることは難しく、実際に発行される機会は大変少ないのが現状です。

## 【「みんながわかる明細書」発行の目的】

「みんなの歯科ネットワーク」の提唱する「自分が受けた医療の内容が、わかりやすい言葉で書かれた明細書」（「みんながわかる明細書」）では、一つの処置を一つの項目として、患者さんにも理解できるわかりやすい言葉で表示します。「明細型領収証」のように専門用語は使用せず、**患者さんが理解できるわかりやすい言葉で個別の処置内容と点数**を示そうとするものです。

（後の【みんながわかる明細書の具体例】の項を参照してください。）

私たち「みんなの歯科ネットワーク」は歯科医療に関わる全ての声をカタチにして、あらゆる方向に発信する活動を行っています。医療従事者も患者さんも喜べる医療、それを実現するために私たちは活動しています。

そのためには、国民の声が反映された医療制度の構築が絶対的に必要であると考えています。しかし、現状では、国民の声はほとんど反映されていないと感じています。



そこで、国民の声を反映させるための一つのツールとして「自分が受けた医療の内容が、わかりやすい言葉で書かれた明細書」の発行を利用できないかと考えました。医療費の中身、医療制度の内容を患者さん自身が知らなければ、国民も声の発しようがありません。“生活の医療”と呼ばれる身

近な医療である歯科から、国民に対して情報を発信すれば、この国の歯科医療制度の改善につながるのではないかと考えます。

歯科医療者は、現在の保険医療制度が矛盾に満ちた不満だらけのものと考えている人がほとんどです。しかし、それは現状では、

歯科医療者のコップの中での議論でしか過ぎません。歯科医療制度の改革、再構築には国民の参加が絶対的に必要であり、そのためにはまず、歯科医療制度の内容を広く国民に知ってもらうことが一番だと考えます。

現在発行が義務付けされている「区分領収証」にしても、さらに詳しく記載されている「明細型領収証」にしても、表示する内容が中途半端なだけに、医療者と患者さんとの間に、誤解が生じる危険性すらあります。

私たちが提唱する、処置ごとにわかりやすい説明内容と点数を記載した「みんながわかる明細書」を発行することで、治療を受けた患者さんが医療の内容を理解し、医療の値段や、保険医療の制限や、さらには医療制度全般についての理解考えが深まることになり、そして、それがこの国の医療制度の正しい発展へと繋がっていくと考えます。



また、これは主目的ではありませんが、この「みんながわかる明細書」を発行することで、不正請求を防ぐことも期待できます。このことは無駄な医療費を無くすことに繋がると共に、これを行うことで、医療者も保険者も行政も患者さんも対等な立場で議論を行うことがはじめてできるのではないのでしょうか。

将来、このような領収証発行の義務化がなされる可能性もありますが、「みんなの歯科ネットワーク」ではこれをできるだけ早期に、広く普及させたいと考えています。



## 【みんながわかる明細書の具体例】

「自分が受けた医療の内容が、わかりやすい言葉で書かれた明細書」（「みんながわかる明細書」）の具体例を別紙で示してみます。

これは、「みんなの歯科ネットワーク」の会員があるレセコン会社と協議の上、発行ソフトを試作していただき、現在、試験的に実際に発行しているものです。

区分、項目名、点数を記載していますが、「項目名」では、行った処置等を、「部」の表示とともに、その内容をわかりやすい言葉を使って処置した内容を表示しています。投薬については、薬剤名を表示するようにしています。

この例示では、現在義務けられている要件を満たすため、患者さんの負担が発生する項目だけを記載していますが、実際には、処置を行っても点数のない（つまり患者さんの負担の発生しない）項目が多数存在しています。（たとえば、新しく作った義歯以外の義歯の調整料は月に一度だけしか算定できない、局所麻酔は処置により別に算定できたり処置の点数に含まれたり、など）これら、点数を算定できない処置も含めてすべての行った処置を掲載すべきであると考えています。

特定非営利活動法人  
みんなの歯科ネットワーク



2009/03/11

みんなの歯科ネットワーク

「みんながわかる明細書」推進部隊

## 【おわりに】

昨今『医療崩壊』といわれ、あちこちで“大変だ”という声が上がっています。また国民に対する様々なアンケート結果には、自分たちの受ける医療とその将来に対する疑問や不安が強く伺えます。しかし、現行制度下では、国民が制度改善に直接参加することは少なく、また制度や医療コストに関する情報も積極的に開示されているとは言えません。これでは医療に対する不満や閉塞感は益々広がるばかりです。

もちろん、医療制度は医療者だけのものではありません。けれども、その専門性の壁のため、ややもすれば、主役であるはずの国民を壁の向こうに追いやり、国の都合・保険者の都合・医療者の都合がぶつかり合う密室の中、制度が決められ運営されてきたのです。

『日本の医療』は、すべての人が平等に必要な時、必要なだけ、適正な負担で受けられ、そして安全かつ安心して受けられるよう運営されなければならないはずです。国民が医療の根幹となるその制度構築の場に参加できないことが、今の閉塞感を引き起こしたひとつの原因ではないのでしょうか。

ただ、制度構築に参加するためには、患者である国民も現行制度についてある程度は知っておく必要があります。自分の受けた医療についての意味や価格を知らなければ同じテーブルで話し合うことはできないでしょう。医療者側は、国民にわかりやすい言葉で情報を開示する必要があります。

私たちが今回提案する「みんながわかる明細書」は、国民が歯科医療制度の問題点に目を向けることができるひとつの足掛かりになるものと確信しております。